

香川県立図書館ホームページ広告表示基準

(目的)

第1 この基準は、香川県立図書館のホームページにおける広告を適正に行うため、香川県立図書館ホームページ広告事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置及び枠数)

第2 要領第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告の位置

- ・縦位置 香川県立図書館ホームページトップページのグローバルナビゲーション部分の下線の下に表示
- ・横位置 香川県立図書館ホームページトップページのコンテンツ「かんたん検索」枠の右端よりページ右端までの間に表示

(2) 枠数 4枠

(表示することができない広告)

第3 要領第4条第2項の規定により表示することができない広告は、次に掲げるものとする。

- (1) 小・中学生を対象とした基本5教科（国語・算数/数学・理科・社会・英語）の学習の補助を目的とする学習塾その他これに類するもの
- (2) 酒類に係るもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に係るもの
- (5) その他図書館長が香川県立図書館ホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の種類)

第4 要領第5条第1号の規定による広告の種類は、バナー広告又はテキスト広告とする。

(広告の規格)

第5 要領第5条第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 高さ 47ピクセル・幅163ピクセル

形式 GIF89a、JPEG

データ容量 10キロバイト（10240バイト）以下

アニメーション なし

解像度 96dpi

画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の禁止表現)

第6 要領第5条第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は表示しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

- (3) 香川県及び香川県立図書館の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用
(例) 「香川県立図書館〇〇情報」の表示等
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第7 要領第5条第4号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

附 則

この基準は、平成21年2月13日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則 (平成21年11月17日一部改正)

(施行期日)

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月11日一部改正)

(施行期日)

この基準は、平成30年1月11日から施行する。